



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会社名 日本ヒューム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野村 静夫  
(コード番号：5262 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 大川内 稔  
[TEL. 03-3433-4111(代表)]

### **定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催の当社第 132 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を伴わない取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう第 27 条第 2 項(取締役の責任免除)および第 37 条第 2 項(監査役の責任免除)を変更するものであります。

なお、第 27 条第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

定款一部変更の内容		[下線は変更部分]
現	行	変 更 案
定 款 (平成26年5月27日 改正)		定 款 (平成26年5月27日 改正) (平成27年6月26日 改正)
第 1 章 総則		第 1 章 総則
第 1 条～第 5 条 (条文省略)		第 1 条～第 5 条 (現行通り)
第 2 章 株式		第 2 章 株式
第 7 条～第10条 (条文省略)		第 7 条～第10条 (現行通り)
第 3 章 株主総会		第 3 章 株主総会
第11条～第16条 (条文省略)		第11条～第16条 (現行通り)
第 4 章 取締役及び取締役会		第 4 章 取締役及び取締役会
第17条～第26条 (条文省略)		第17条～第26条 (現行通り)
(取締役の責任免除)		(取締役の責任免除)
第27条 (条文省略)		第27条 (現行通り)
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。		② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会		第 5 章 監査役及び監査役会
第28条～第36条 (条文省略)		第28条～第36条 (現行通り)
(監査役の責任免除)		(監査役の責任免除)
第37条 (条文省略)		第37条 (現行通り)
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、任務を怠		② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったこ

ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

第38条～第40条 (条文省略)

以上

とによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

第38条～第40条 (現行通り)

以上